

## 会報11月号目次 と 労働法改正無料セミナー申し込み期限延長

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
日頃は、当協会の事業運営に格別のご支援ご協力を賜り、  
厚くお礼申し上げます。標題につきご連絡致します。

[西尾労働基準協会ホームページ](#)

11月1日(火)掲載



### 「お知らせ」

#### ◇ ”労働衛生関係法改正等説明会”資料

1. 職場における労働衛生基準
2. 新たな化学物質管理
3. 騒音障害防止
4. 歯科健康診断結果報告

自律型安全管理としてリスクアセスメントは化学物質の一部より努力義務から義務に変更

#### ◇ 募集開始 安全管理者選任時研修 西尾会場

2023年1月27日(金) 西尾市文化会館301会議室 募集定員20名

\*愛知労働局”危なさと向き合おうin愛知(リスクアセスメント)”に沿った研修です

#### ◇ 労働法改正無料セミナー開催

⇒詳細はHPで確認頂き、参加希望の方は下記申込書に記入の上協会にFAXください

#### ◇ 第44回親睦ゴルフ大会開催

2022年12月10日(土) 西尾ゴルフ 申込期日~11月18日 ⇒詳細はHPで確認頂き、参加希望の方はHP添付の申込書に記入の上協会にFAXください

### 「会報」

#### ◇ 過重解消キャンペーン

#### ◇ 特賃金額答申 2022年12月より

#### ◇ 11月は しわ寄せ防止強調月間

#### ◇ 11月は 労働保険 未手続事業一掃強化月間

#### ◇ 2023全国産業安全衛生大会【名古屋】ポスターと研究発表募集

#### ◇ 新規会員のご紹介 株式会社マエショウ

#### ◇ 労働災害防止

●発生状況 9月 愛知県と西尾市

●西尾管内 9月度災害分析

### 「講習・セミナー」

#### ◇ 2023年1月講習会開講のご案内 西尾 西三河 愛知労働基準協会

#### ◇ セミナー/シンポジウム 西尾労働基準協会ホームページでご確認願います

## 申込期限延長 無料労働法改正セミナー参加案内

現在32名申し込みで製造/建設業以外が6名 会員/非会員関係なく多くの業界の方に  
聞いて頂きたく周囲にお声をお掛け願います 申込期限延長11月11日(金)まで

1. セミナー名 最近の労働法改正を分かり易く学ぶセミナー(無料)

2. 日時: 令和4年12月2日(金) 受付13:30 開演14:00 終了16:30

3. 場所: 西尾市文化会館 小ホール “少しでもゆったり”6席で1人

西尾労働基準協会 行

FAX(0563)56-0244

令和4年 月 日

12月2日労働法改正セミナーに **出席します** \*参加希望の事業所のみFAXください

事業所

役職・氏名

働き過ぎではないですか？



11月「**過労死等防止啓発月間**」に  
「**過重労働解消キャンペーン**」を実施します！

労働基準監督官が  
相談をお受けします。

**無料** 令和4年11月5日(土) 9時～17時

なくしましょう

長い残業

過重労働解消  
相談ダイヤル

**0120-794-713**

※全国どこからでも利用できます(スマートフォンからでも無料) ※匿名でもOK



過重労働解消キャンペーン 🔍 検索

11月1日・2日・4日・5日は、過重労働相談受付集中期間です

都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」にご相談ください。

労働条件相談  
ほっとライン  
(厚生労働省委託事業)

**0120-811-610** 月～金 17:00～22:00  
土日・祝日 9:00～21:00

### 01 労使の主体的な取組を促します

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、協力要請を行います。



### 02 労働局長によるベストプラクティス企業への職場訪問を実施します

都道府県労働局長が管内の企業を訪問し、当該企業の長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集・紹介します。

### 03 過重労働が行われている事業場などへの重点監督を実施します

長時間労働が疑われる事業場等に対して、重点的に監督指導を行います。

### 04 労働相談を実施します

11月5日(土)を特別労働相談受付日として、「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめ労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に応じます。

相談無料

令和4年11月5日(土) 9時～17時 ☎️ **0120-794-713**

11月1日・2日・4日・5日を過重労働相談受付集中期間とし、都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」で相談をお受けしています。

なくしましょう 長い残業



相談窓口の詳細

<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/>

### 05 過重労働解消のためのセミナーを開催します

事業主や人事労務担当者などを対象として、10月から12月を中心に、「過重労働解消のためのセミナー」[委託事業]を開催します(無料でどなたでも参加できます)。

参加費無料

\*詳細は専用ホームページをご覧ください。

専用ホームページ

<https://kajyu-kaisyuu-zenkiren.com/>



### 「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、11月の過労死等防止啓発月間を中心に開催します。

\*全国47都道府県で全48回開催(無料でどなたでも参加できます)。詳細は専用ホームページをご覧ください。

参加費無料

専用ホームページ

<https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo/>



### 11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間です

大企業・親事業者による長時間労働の削減等の取組が、下請等中小事業者への「しわ寄せ」を生じさせないよう、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

「しわ寄せ」防止特設サイト

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>



働き過ぎていませんか？

11月「**過労死等防止啓発月間**」に「**過重労働解消キャンペーン**」を実施します！

労働基準監督官が相談をお受けします。

無料

令和4年11月5日(土) 9時～17時

なくしましょう

長い残業

過重労働解消  
相談ダイヤル

☎️ **0120-794-713**

※全国どこからでも利用できます(スマートフォンからでも無料) ※匿名でもOK



過重労働解消キャンペーン 検索

11月1日・2日・4日・5日は、過重労働相談受付集中期間です

都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」にご相談ください。

労働条件相談  
ほっとライン  
(厚生労働省委託事業)

☎️ **0120-811-610** 月～金 17:00～22:00  
土日祝日 9:00～21:00

# 毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です

「過労死等防止対策推進法」では、11月を「過労死等防止啓発月間」としています。このため、厚生労働省では、その一環として「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向け、集中的な周知・啓発等に取り組むこととしています。



## 労働時間などの現状は？

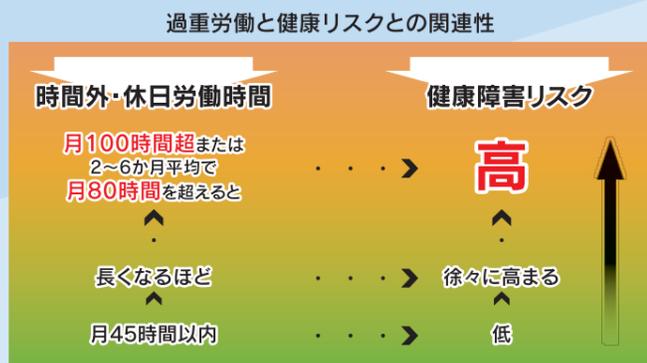
知っていますか？

労働時間の現状をみると、週の労働時間が60時間以上の労働者の割合は近年低下傾向であるものの、労働者全体の5%以上となっており、いまだ長時間労働の実態がみられます。また、脳・心臓疾患が業務上によるものと認められた労災支給決定件数についても、依然として高い水準で推移しています。近年では、仕事上の強いストレスが原因となってうつ病などの精神障害を発病し、それが労災と認められる件数も年々増加しています。

## 長時間労働が健康に与える影響は？

長時間にわたる過重な労働は疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因です。具体的には、時間外・休日労働が月45時間を超えて長くなるほど、業務と脳・心臓疾患の発症との関連性が強まります。

(右の図は、労災補償に係る脳・心臓疾患の労災認定基準の考え方の基礎となった医学的検討結果を踏まえたものです。)



## 確かめよう労働条件

働く人や事業主、人事労務担当者の方に向け、労働基準関係法令などの知っておきたいルールや、労務管理の改善に役立つ情報などを掲載している労働条件に関する総合サイトです。時間外・休日労働、年次有給休暇、労働者の健康管理など、併せてチェックしてみてください。



確かめよう労働条件サイト <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/>

## 働き方・休み方改善ポータルサイト

企業の皆様に、自社の社員の働き方・休み方の見直しや改善に役立つ情報を提供するサイトです。企業・社員の方が「働き方・休み方改善指標」を活用して自己診断をしたり、企業の取組事例を検索して参考にすることができます。豊富な取組事例の中から、過重労働を防止するための方策や取組のヒントを取り入れ、自社内の取組にぜひご活用ください。

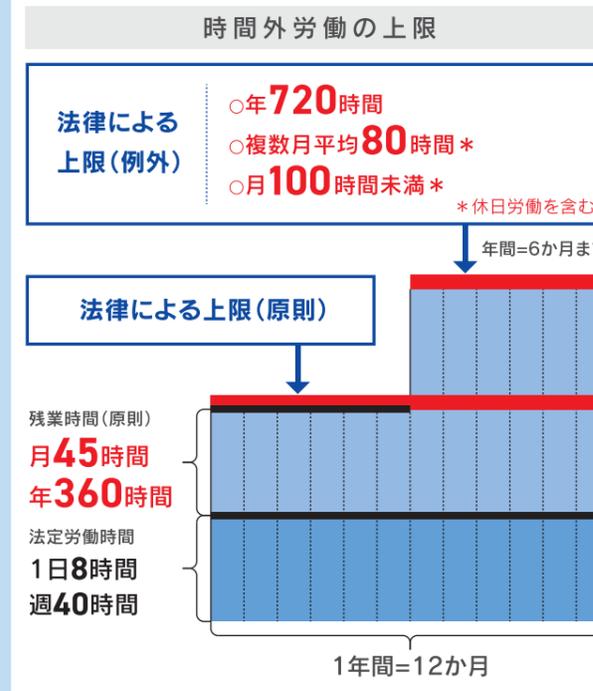


働き方・休み方改善ポータルサイト <https://work-holiday.mhlw.go.jp/>

# 過重労働による健康障害を防止するために

## 01 時間外・休日労働時間を削減しましょう。

- ◆労働基準法で定められている時間外労働の上限規制(→右枠参照)は必ず守ってください。
- ◆時間外労働は本来、臨時的な場合にのみ行われるものです。時間外・休日労働を行わせる場合の労使協定(36協定)の締結に当たっては、その内容が指針(※1)に適合したものとなるようにしてください。
- ◆労働時間を適正に把握(※2)してください。



## 02 年次有給休暇の取得を促進しましょう。

- ◆年次有給休暇を確実に取得させるため、年5日については、時季を定めて労働者に与えなければなりません。
- ◆年次有給休暇の計画的付与制度の活用や休暇を取得しやすい職場環境の整備に取り組みましょう。

## 03 労働時間等の設定を改善しましょう。

- ◆労働時間等見直しガイドラインに挙げられている取組メニューに留意しながら、労働時間等の設定の改善に取り組みましょう。
- ◆勤務間インターバル制度(※3)の導入にも努めましょう。



## 04 労働者の健康管理に係る措置を徹底しましょう。

- ◆健康管理体制(産業医、衛生管理者・衛生推進者等の選任、衛生委員会等の設置等)を整え、健康診断を実施し、必要な事後措置を講じてください。
- ◆時間外・休日労働時間が1月当たり80時間を超えた労働者が申し出た場合は、医師による面接指導を実施しなければなりません。
- ◆指針(※4)に基づき、職場でメンタルヘルス対策にも取り組んでください。

※1 「労働基準法第三十六条第一項の協定で定める労働時間の延長及び休日の労働について留意すべき事項等に関する指針」(平成30年厚生労働省告示323号)  
 ※2 「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」(厚生労働省、平成29年1月)  
 ※3 終業時刻から次の始業時刻の間に、一定時間以上の休息時間(インターバル時間)を確保する仕組み  
 ※4 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」(平成18年、厚生労働省、健康保持増進のための指針公示3号)

## 愛知県特定最低賃金が12月16日から改正予定

労働基準部賃金課

令和4年10月14日、愛知労働局長は、愛知地方最低賃金審議会会長より現行の愛知県特定最低賃金(2業種)の時間額を改正決定する旨の答申を受けました。(令和4年12月16日効力発生予定)

- ・ 製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金 答申金額(時間額) 1,018円
- ・ 輸送用機械器具製造業最低賃金 答申金額(時間額) 997円



[写真] (写真左側 中山会長、写真右側 代田局長)

# 11月は 「しわ寄せ」防止 キャンペーン 月間です。

気をつけてください…。  
その発注がどこかの職場で  
「しわ寄せ」を  
生んでいるかもしれませぬ。



大企業・親事業者による  
長時間労働の削減等の取組が、  
下請等中小事業者に対する  
適正なコスト負担を伴わない短納期発注、  
急な仕様変更などの「しわ寄せ」を  
生じさせている場合があります。  
大企業等と下請等中小事業者は共存共栄！  
適正なコスト負担を伴わない  
短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう！

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署



<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

しわ寄せ防止特設サイト



しわ寄せ防止  
特設サイト



# 大企業等と下請等中小事業者は共存共栄!

## 適正なコスト負担を伴わない短納期発注や 急な仕様変更などはやめましょう!

厚生労働省が所管する「労働時間等設定改善法(平成4年法律第90号)」に基づき、事業主の皆様は、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。長期間にわたる特に過重な労働は、過労死等の発症に影響を及ぼすおそれがあると言われており、取引先の労働者の健康障害防止のためにも必要です。

他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、社内に周知・徹底を図りましょう。

- ① **週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。**
- ② **発注内容の頻繁な変更を抑制すること。**
- ③ **発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。**

■労働時間等設定改善法については、都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)にご相談ください。

経済産業省・中小企業庁が所管する「下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)」に基づく「振興基準」には、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係が定められています。

### ① **親事業者も下請事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう!**

- やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の**適正なコストは親事業者が負担すること。**
- 親事業者は、下請事業者の**「働き方改革」を阻害する**不利益となるような取引や要請は行わないこと。

例えば… ●無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額

- 親事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
- 過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
- 納期や工期の過度な年度末集中

### ② **発注内容は明確にしましょう!**

- 親事業者は、継続的な取引を行う下請事業者に対して、安定的な生産が行えるよう**長期発注計画を提示し、発注の安定化に努めること。**
- 発注内容を変更するときは、**不当なやり直しが生じないように十分に配慮すること。**

### ③ **対価には、労務費が上昇した影響を反映しましょう!**

親事業者は、取引対価の見直し要請があった場合には、**人手不足や最低賃金の引き上げなどによる労務費の上昇**について、**その影響を反映するよう協議すること。**

■中小企業の取引上の悩み相談は、下請かけこみ寺 ☎0120-418-618 にご相談ください。

(受付時間) 9:00 ~ 12:00 / 13:00 ~ 17:00 (土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

## 11月は「過労死等防止啓発月間」です。 同月間に「過重労働解消キャンペーン」も実施します。

11月5日(土)には「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、都道府県労働局の担当官による特別労働相談を実施します。

過重労働解消相談ダイヤル 令和4年11月5日(土)9:00~17:00 ☎0120-794-713

※11月5日以外でも、各労働基準監督署、労働条件相談ホットライン(☎0120-811-610)で相談できます。



過重労働解消  
キャンペーン

# 事業主の皆さまへ

「労働保険」とは、労災保険（労働者災害補償保険）と雇用保険の総称です。

このリーフレットで、貴事業場について労働保険の成立手続義務の有無などをご確認の上、

まずは、所轄の都道府県労働局、労働基準監督署、

公共職業安定所（ハローワーク）へご相談ください。



## 成立手続義務のある事業場

次の事業場は、労働保険の成立手続が法律で義務づけられています。

（強制適用事業場）

正社員、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、労働者を1人でも雇っている事業場は強制適用事業場であり、成立手続を行う義務があります。

※5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産の事業については、強制適用事業場から除かれています。※強制適用以外の事業場でも、要件を満たせば労災保険と雇用保険に加入することができます（任意加入制度）。

### 労働者とは？

正社員、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、労働に対して賃金が支払われる者をいいます。

### 短時間労働者（パート、アルバイト等）について

労災保険は、短時間労働者を含む全ての労働者が対象となります。  
雇用保険は、労働時間等一定の要件を満たす場合は短時間労働者も対象となります。

※法人の役員、同居の親族等は一定の場合を除き労災保険、雇用保険の対象となりません。

## 成立手続を怠っていると？



### ① 遑って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します。

労働局、労働基準監督署又はハローワークから指導を受けたにもかかわらず、労働保険の成立手続を行わない事業主に対しては、政府が職権により成立手続を行い、労働保険料額を決定します。その際、労働保険料は手続を行っていなかった過去の期間についても遑って徴収することになり、併せて、追徴金も徴収します。また、労働保険料や追徴金を支払わない場合には、滞納者の財産について差押え等の処分を行います。

### ② 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します。

事業主が、故意又は重大な過失により労災保険の成立手続を行わない、いわゆる未手続の期間中に生じた事故について労災保険給付を行った場合は、労働基準法の規定による災害補償の価額の範囲で、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収します。

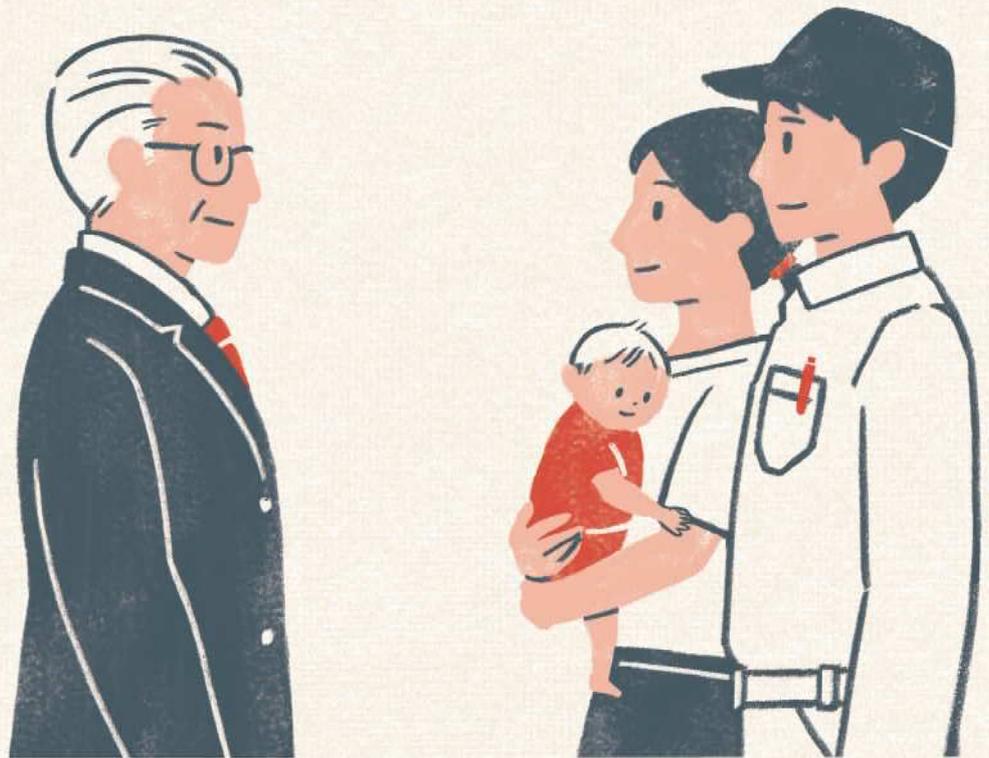
### ③ 事業主の方のための助成金が受けられません。

雇用調整助成金（休業等によって雇用維持を図る事業主に助成）や、特定求職者雇用開発助成金（高齢者や障害者など、就職が特に困難な者を雇い入れる事業主に助成）などの、事業主のための雇用関係助成金については、労働保険料の滞納がある場合、受給できない場合があります。

電子申請での手続、  
口座振替納付が便利。

労働保険料及び一般拠出金は、口座振替により納付いただくことが可能です。口座振替をご利用いただくためには、口座番号等を記載した申込用紙を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。

詳しくは、厚生労働省ホームページで「労働保険料等の口座振替納付」と検索してください。電子申請での手続をご利用いただくと、行政機関に出向くことなく、自宅やオフィスでいつでも申請等の手続を行うことができます。



# 働くを守る。 暮らしを守る。

「いい職場」って何だろう。

働きやすさやアットホームな雰囲気。

従業員のやる気や笑顔。

などなどいろんな条件があるように思います。

でも忘れてはならない義務があります。

労働保険の成立手続です。

正社員、パート、アルバイトなど雇用形態にかかわらず、

労働者を一人でも雇っていたら、

労働保険の成立手続を行う義務があります。

仕事中や通勤中の負傷、疾病から守る「労災保険」。

労働者の休業や失業生活から守る「雇用保険」。

労働保険は、その二つの総称です。

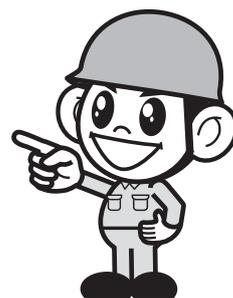
## 労働保険



# 第82回(令和5年度)全国産業安全衛生大会 開催のお知らせについて

第82回全国産業安全衛生大会は愛知県名古屋市で開催いたします。皆様のご参加をお待ち申し上げます。また、研究(事例)発表も募集いたしますので、ふるってご応募くださいますようお願い申し上げます。

開催期間	令和5年9月27日(水)～9月29日(金)
開催地	愛知県
会場	ポートメッセなごや 27日 総合集会 / 28日、29日 分科会
主催	中央労働災害防止協会
協力	公益社団法人 愛知労働基準協会
同時開催	緑十字展2023 〔会場 ポートメッセなごや〕



## 研究(事例)発表の募集

以下の点にご留意いただき、ご応募くださいますようお願いいたします。詳細は、研究発表募集要項をご覧ください。

### ■応募方法

以下のURLに掲載の「第82回(令和5年度)全国産業安全衛生大会 研究発表 応募フォーム」からご応募ください(10月上旬掲載予定)。

URL : <https://www.jisha.or.jp/taikai/2023/>

### ■締切日

令和5年1月6日(金)予定

### ■発表方法

現地会場での演台から、パワーポイント等の資料を用いて、口頭による研究発表を行っていただきます(15分間の予定)。なお、本大会では、ポスター発表を募集いたしません。

### ■その他

場合によっては、オンラインを活用した発表をお願いすることがございます。

なお、その場合には、ビデオ収録等をお願いいたしますので、あらかじめご了承ください。

# ● 研究発表募集要項 ●

## 1. 応募要件

次の要件を満たす研究(事例)発表とします。

- (1) 事業場・大学および研究機関等で行われる安全衛生についての研究成果や改善事例等で、企業等の安全衛生水準の向上に寄与し、広く全国に紹介することが適当と思われるもの。
- (2) 安全衛生活動の成果や改善結果に限らず、そのプロセスにおいて工夫した点、苦労や失敗、振り返り、今後の展望等を含めた発表であること。
- (3) 過去の全国産業安全衛生大会や、中災防の定期刊行物等で、同一の発表がなされていないもの。
- (4) 所属長等から応募の承認を受けたもの。

## 2. 応募区分

該当する番号を応募フォームの応募区分欄より選択してください。また、関連するテーマを応募フォームの「関連するテーマ」から複数選択いただくことも可能です。審査の際に参考にさせていただきます。

なお、同一事業場から、同一応募区分での複数応募をすることはできません。

※以下の●印は、発表例を示しており、応募区分(1)～(12)は、分科会を示すものではありません。

### (1) 労働安全衛生マネジメントシステム／リスクアセスメント

- 労働安全衛生マネジメントシステムの導入・定着の事例(OSHMS指針、JISHA方式、ISO(JIS Q 45001など))
- 企業におけるリスクアセスメント事例
- 日常的な安全衛生活動\*を取り入れたOSHMS指針およびJIS Q 45100に基づく活動の事例など  
※小集団活動、KY活動、ヒヤリ・ハット活動、5S活動、改善提案制度や健康確保の取り組みなど

### (2) ダイバーシティ&インクルージョン／ESG、SDGsへの取り組み

- (就業構造の変化および働き方の多様化、持続的な安全・安心な職場環境づくり など)
- 高齢労働者・非正規雇用労働者・外国人労働者・障害者である労働者に配慮した職場づくり(エイジフレンドリー など)
  - ウィズコロナなどの働き方に関する事例(テレワーク など)
  - 事業場における治療や介護と職業生活の両立支援に関する事例 など
  - 個人事業者等に対する安全衛生への対応(飲食物等のデリバリーサービスにおける交通事故防止 など)

### (3) 最新技術を活用した安全衛生活動

- AI、IoT、DX、VR技術など新技術を活用した安全衛生活動の事例
- 人との協調作業を可能とする産業用ロボットを活用した安全衛生活動の事例
- スマート保安の事例

### (4) 安全管理活動

- 安全管理、職場安全活動の推進事例(職場巡視、安全衛生委員会の活性化 など)
- 作業方法、作業手順等の改善事例
- 墜落・転落災害防止対策(フルハーネス型墜落制止用器具の使用 など)に関する事例
- コロナ禍を経て気づいた安全管理活動の重要性
- 荷主側の荷役作業安全対策に関する事例
- 企業活動のグローバル化にともなう安全衛生活動(国内事業場で働く外国人や海外関連事業場における現地スタッフ等の安全衛生活動・教育の事例 など)
- 職場の防災・自然災害対策および事業継続計画(BCP)事例など

### (5) 機械・設備等の安全

- 機械・設備に関するリスクアセスメント(機械包括安全指針に沿った保護方策実施の取り組み)や残留リスク対策の事例
- 機械・設備の安全対策の事例 など

### (6) 安全衛生教育

- RSTトレーナーによる職長教育、雇入れ時教育等の事例

- 動画を活用した安全衛生教育の事例

- 安全衛生教育、安全(危険)体感教育の事例(安全衛生スタッフの育成、派遣・請負の安全衛生教育 など)

### (7) ゼロ災運動

- ゼロ災害全員参加運動(ゼロ災運動)を推進する事例
- 危険予知活動(KYT)や指差し呼称を日々の作業の中で展開している事例
- 時代に応じたISO等システムとして継続的にゼロ災運動を展開している事例
- 医療機関、社会福祉施設、小売業、飲食店等の第三次産業の事業場でゼロ災運動を展開している事例
- 協力会社も含めて一体的にゼロ災運動を展開している事例

### (8) 交通安全

- 運行前・運行中・運行後および通勤時の安全運転対策
- 構内・構外の交通事故防止対策事例(ドライブレコーダーを活用した事例 など)
- 事業所における酒気帯び運転の防止対策事例 など

### (9) 労働衛生管理活動

- 職場の作業環境管理、作業管理および健康管理に関する事例
- 衛生管理者の活動事例
- 受動喫煙防止、熱中症予防、騒音防止、パンデミックなどに関する対策事例
- PC、タブレット等の情報機器作業による健康障害の対策事例

### (10) 化学物質管理活動

- 化学物質の自律的な管理に関する事例
- レスポンシブルケア(RC) など

### (11) メンタルヘルス／健康づくり／健康経営

- 職場のメンタルヘルス対策に関する事例
  - 職場の健康づくり活動(THPおよび生活習慣病対策など)に対する事例 など
  - 健康管理上の課題の可視化、データ活用によるパーソナルケアの推進
  - 健康寿命延伸と医療費の適正化に向けた取り組み、健康投資と生産性の向上 など
- (※「健康経営」は、NPO法人 健康経営研究会の登録商標です。)

### (12) 第三次産業における安全衛生対策

- 安全で安心な店舗・施設づくり、ギグワーカーに対する安全衛生教育
- 社会福祉施設における移乗作業における安全対策、介護作業における転倒・腰痛予防対策に関する事例 など
- 小売業における安全衛生対策に関する事例(行動災害の予防対策、+safeコンソーシアム など)

### 3. 発表方法

現地会場での口頭による研究発表(15分間の予定)にて、パワーポイント等を活用し、演台から発表していただきます。なお、本大会では、ポスター発表を募集いたしません。

### 4. 応募方法

以下の大会ホームページのURLに掲載の「第82回(令和5年度)全国産業安全衛生大会 研究発表 応募フォーム」からご応募ください。

大会ホームページ URL : <https://www.jisha.or.jp/taikai/2023/>

応募フォームに必要事項を記入し、「発表内容(800字程)」には成果や改善結果に限らず、そのプロセスにおいて工夫した点、苦労や失敗、振り返り、今後の展望等をまとめたものをご記入ください。

フォームを送信いただいた後、連絡担当者様あてに受領確認の電子メールを返送します。送信後一日経っても受領確認メールが送られて来ない場合は、運営事務局までお問い合わせください。

### 5. 締切り

令和5年1月6日(金) 予定

### 6. 審査結果の通知

審査結果(採用・不採用)については、令和5年3月中に通知いたします。なお、審査経緯の照会には応じられませんので、あらかじめご了承ください。

### 7. その他注意事項

- (1) 分科会、日時の指定はできませんのでご了承ください。
- (2) 記入いただいた応募区分(1)～(12)は、分科会を示すものではありません。
- (3) 原則として、発表者は1名とさせていただきます。発表時間は15分を予定しています。
- (4) 1名1回のみでの発表とさせていただきます。
- (5) 視聴覚機器等の使用条件は後日発表者へご連絡いたします。
- (6) 発表者は、発表原稿(3,000字程度)を大会事務局あてに提出していただきます(一部の方には動画の提出をお願いする予定)。なお、発表原稿の記載要領は大会事務局より後日ご連絡いたします。提出いただいた発表原稿は返却いたしません。
- (7) 発表原稿等に係る著作権は、中災防に帰属するものとし、発表原稿は中災防ホームページ(予定)の「全国産業安全衛生大会研究発表集」に掲載するほか、中災防の安全衛生情報として使用させていただきます。
- (8) 発表者の旅費等につきましては、発表者等それぞれのご負担となりますので、あらかじめご了承ください。
- (9) ご記入いただいた個人情報につきましては、中災防が責任を持って管理し、研究発表にかかる審査において使用するほか、研究発表決定の場合は、本大会ホームページ等に掲載予定です。

### 8. 研究発表者のスケジュール(予定)

3月中 結果通知の受領

5月中旬 研究発表集原稿提出期限

8月上旬 パワーポイント、動画(動画収録をお願いする場合)資料の提出期限

### 9. 応募に関する問合せ先

中央労働災害防止協会 教育ゼロ災推進部 イベント事業課(大会事務局)

〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 TEL 03-3452-6402 E-mail:kenkyu@jisha.or.jp

# ● 研究発表応募フォームについて ●

- 大会ホームページに掲載の「研究発表 応募フォーム」からご応募ください。
- 応募方法に関する詳細は研究発表募集要項を必ずお読みください。

URL : <https://www.jisha.or.jp/taikai/2023/>



## ■ 応募フォームサンプル

### 研究発表 応募フォーム

応募区分 <b>必須</b>	応募区分を選択してください
関連するテーマ	お選んでいただいた応募区分の他に、関連するテーマがありましたら、以下のチェックボックスからお選びください。 <input type="checkbox"/> 中小規模事業場 <input type="checkbox"/> 第三次産業
研究発表演題名 <b>必須</b>	40字以内 ※この字数を超えると登録できません。 ご記入いただいた文字数 0 文字
発表者	
ふりがな	
事業場名 <b>必須</b>	
業種	
発表者数 <b>必須</b>	名 (半角数字)
事業場所在地	〒 (半角数字 例: 000-1234) <b>必須</b>
	住所 都道府県を選択 <b>必須</b> (市区町村・番地以降) <b>必須</b>
	TEL (半角数字 例: 000-1234-5678) <b>必須</b>

ホームページは10月上旬に掲載予定!  
皆様からのたくさんのご応募お待ちしております

# 全国産業安全衛生大会

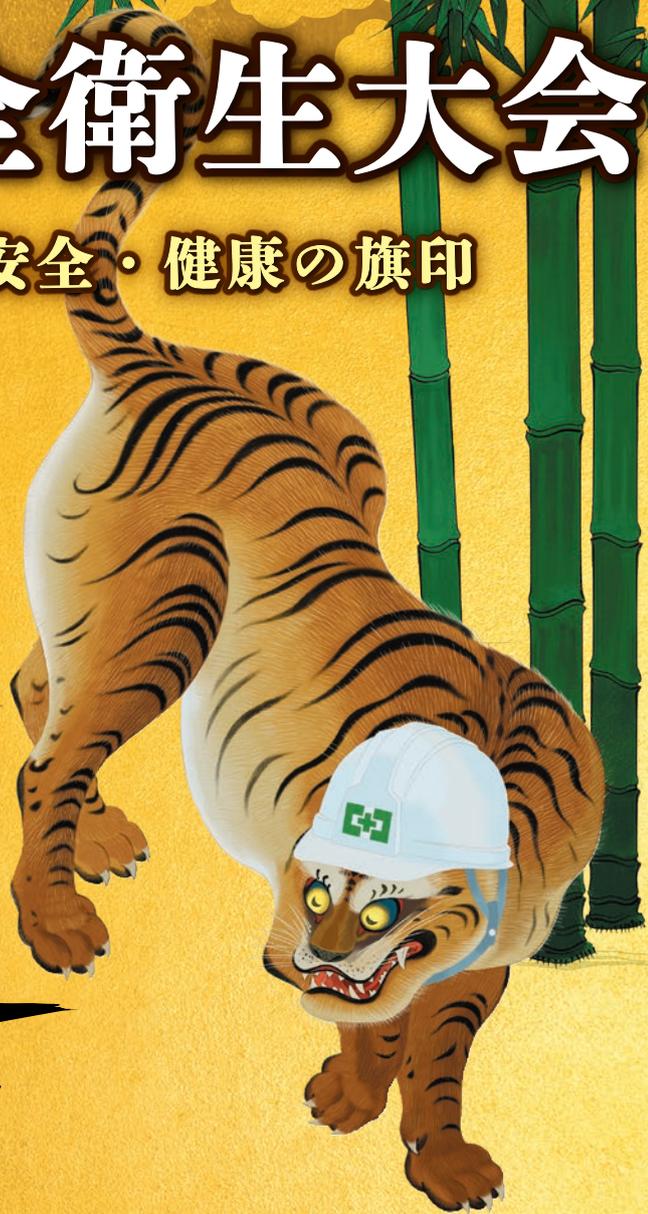
大会テーマ

名古屋の地で掲げよう 安全・健康の旗印



in

# 名古屋



開催期間

令和5年

## 9月27日(水) → 29日(金)

会場

### ポートメッセなごや (愛知県名古屋市)

同時開催  
参加費無料

### 緑十字展2023 ポートメッセなごや



## 研究発表 募集中!

応募締切日：令和5年1月6日(金) 予定

中災防HPで募集要項の詳細をご確認の上、  
専用の応募フォームからご応募ください。

<https://www.jisha.or.jp/taikai/2023/>



中央労働災害防止協会 教育ゼロ災推進部 イベント事業課  
TEL : 03-3452-6402 <https://www.jisha.or.jp/>

主催：中央労働災害防止協会

協力：公益社団法人 愛知労働基準協会 協賛：各都道府県労働基準協会(連合会) ほか

全ての働く人々に安全・健康を ~ Safe Work, Safe Life ~

**JISHA 中災防**  
Japan Industrial Safety & Health Association



# 新会員のご紹介

## 株式会社マエシヨウ

愛知県西尾市吉良町宮迫檜木31-187

[製造業]



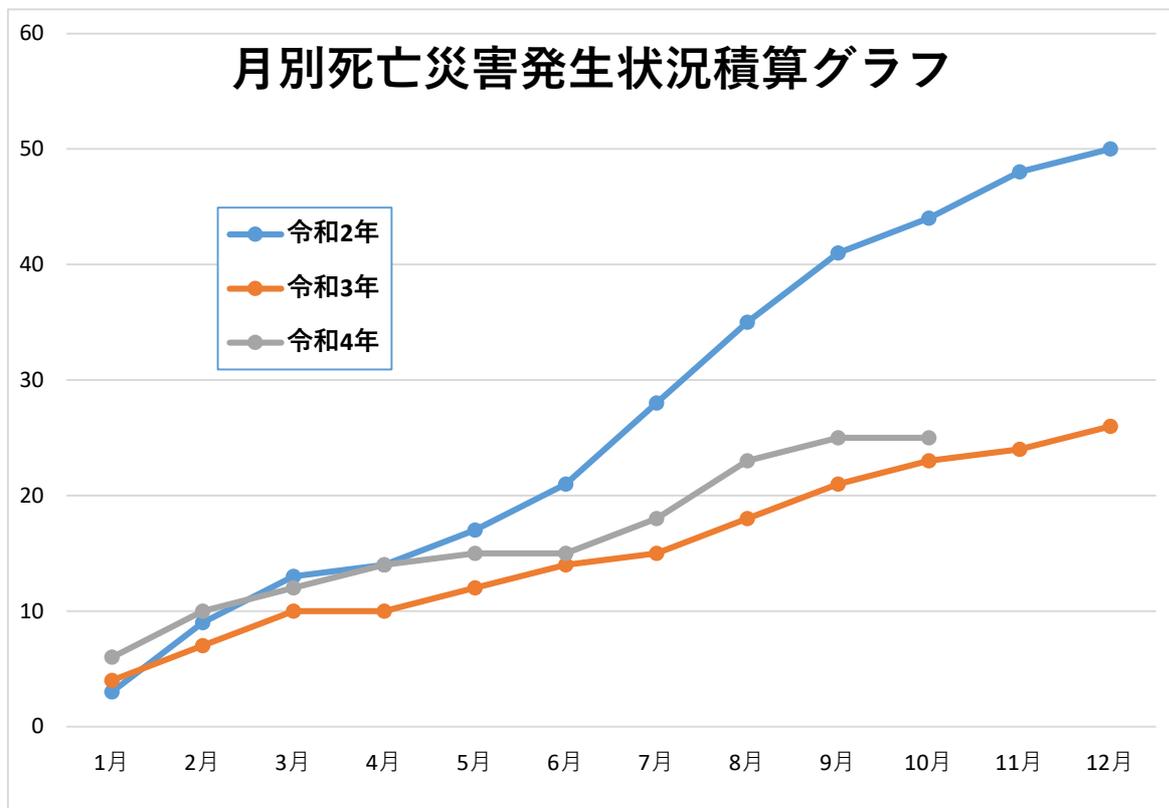
西尾労働基準協会へのご入会  
ありがとうございます

発生日時	事故の型/起因物	災害発生状況・原因
R4.7.13. 2022 10:30	墜落・転落 はしご等	新築木造住宅の内装工事作業を行っていた被災者が、1階から2階にかけられたはしごより墜落したものの。
<small>事業場規模</small> 9名以下 <small>業種</small> 木造家屋建築工事業    70代 大工 <small>経験</small> 34年		
R4.9.12. 2022 4:30	墜落・転落 その他の仮設物等	被災者は冷凍倉庫内でピッキング作業を行っていたが、頭から血を流して倒れた状態で発見された。棚からの墜落が原因と考えられる。
<small>事業場規模</small> 50～99名 <small>業種</small> 商業    50代 作業者・技能者 <small>経験</small> 13年		
R4.9.26. 2022 15:00	墜落・転落 開口部	被災者は客先で空調用冷温水機の調整作業に当たっていたが、中庭で頭から血を流して倒れている状態で発見された。作業を終えて歩いていた時に施設の屋上から墜落したものと推定される。
<small>事業場規模</small> 100～299名 <small>業種</small> その他の事業    60代 作業者・技能者 <small>経験</small> 30年		

愛知労働局管内死亡災害発生状況（令和4年10月7日 現在の速報値）

※（ ）内は交通事故による死亡者数で内数である。

業 種	年 別	令和4年速報値	令和3年同時期(速報値)	令和3年確定値
製 造 業	製 造 業	4 (1)	10 (1)	12 (1)
	食 料 品 製 造 業		1	1
	化 学 工 業		1	1
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属	1 (1)	2	2
	金 属 製 品	2	1 (1)	1 (1)
	一 般 ・ 電 気 ・ 輸 送 用	1	2	4
	そ の 他		3	3
建 設 業	建 設 業	9	3	5
	土 木 工 事 業	3		
	建 築 工 事 業	5	3	5
	そ の 他	1		
陸 上 貨 物 運 送 事 業		3	1 (1)	1 (1)
商 業	商 業	1	2 (2)	2 (2)
	卸 売 業	1		
	小 売 業		2 (2)	2 (2)
	そ の 他			
清 掃 ・ と 畜 業				
上 記 以 外 の 事 業		8 (3)	4 (1)	6 (1)
合 計		25 (4)	20 (5)	26 (5)



# 令和4年 西尾支署業種別労働災害発生状況

令和4年9月末現在

業 種		年 別		令和4年		令和3年		増 減	
		死傷	死亡	死傷	死亡	増減数	増減率		
製 造 業		47		43		+4	+9.3%		
製 造 業	食 料 品 製 造 業	9		2		+7	+350.0%		
	織 維 工 業	3		2		+1	+50.0%		
	鉄 鋼 業	9		13		-4	-30.8%		
	金 属 製 品	3		2		+1	+50.0%		
	一 般 機 械 器 具	7		6		+1	+16.7%		
	輸 送 機 械 製 造	4		8		-4	-50.0%		
	上 記 以 外 の 製 造 業	12		10		+2	+20.0%		
建 設 業		11	1	11		0	0.0%		
建 設 業	土 木 工 事 業	4				+4	-		
	建 築 工 事 業	6	1	9		-3	-33.3%		
	そ の 他 の 建 設 業	1		2		-1	-50.0%		
陸 上 貨 物 運 送 事 業		7		9		-2	-22.2%		
小 売 業		14		15		-1	-6.7%		
小 売 業	新 聞 販 売	2		3		-1	-33.3%		
	そ の 他 の 小 売 業	12		12		0	0.0%		
通 信 業		1		1		0	0.0%		
社 会 福 祉 施 設		9		8		+1	+12.5%		
飲 食 店		4		2		+2	+100.0%		
清 掃 ・ と 畜 業		6		5		+1	+20.0%		
上 記 以 外 の 事 業		33		20		+13	+65.0%		
合 計		132	1	114	0	+19	+16.7%		

死亡者数は内数

# 分析 西尾管内から大きな災害をださない



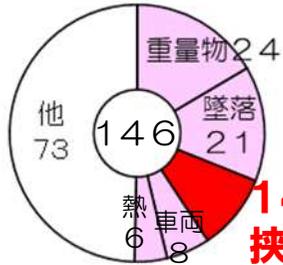
過去 ← → 2022年

過去12年間の  
死亡災害



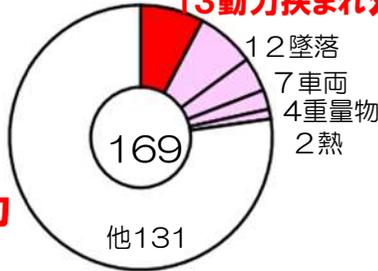
ピンク6要因で94%  
\*以下STOP6と称す

2020年度



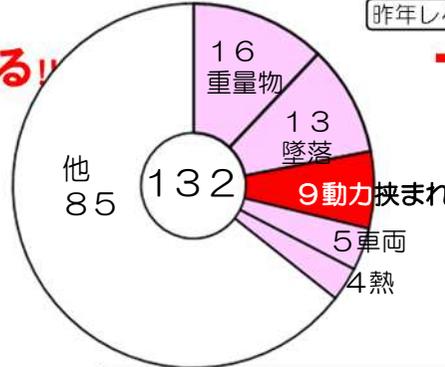
14動力  
挟まれ

2021年度

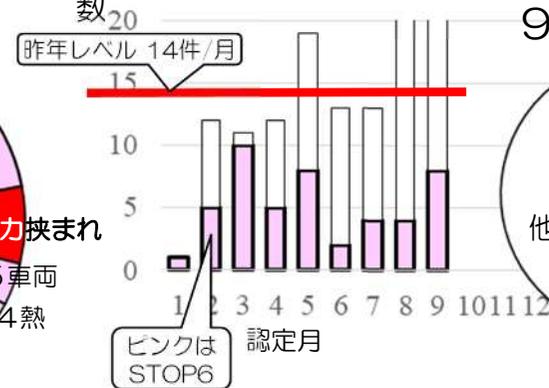


13動力挟まれ残る!!

1~9月計



休業災害件数推移



9月単月



◇STOP6 73件 比率50%  
◇大きな要因 14件  
◇死亡 2件

◇STOP6 38件 比率23%  
◇大きな要因 8件  
◇死亡 0件

2020比  
良い

STOP6 47件 比率先月35⇒36%  
大きな要因 3件  
死亡 1件 業者/発注者は市外

2021比  
悪い

9月単独  
STOP6 8件 比率36%  
大きな要因 0件  
死亡 0件

同年他月比  
横這い

## 危険源 (1~8月)

※大きな要因から抽出

- ・脚立 2m 木の枝払い作業中、木があたって脚立が倒れ2m高さから墜落
- ・4tトラック荷台高さ 2m 積んだ樹木の上に乗る吊り具を外した時樹木が動きバランスを崩す
- ・作業床 高さ6m 作業とは関係ない高所エリアに侵入し番線固定前の作業床端部を踏み抜く

## 危険源 (2022年9月単月)

大きな要因から抽出

6月以降4ヶ月連続 なし

9月単月 ◇大きな災害の温床 (STOP6) 比率 2020比では悪化 同年他月比では横這い

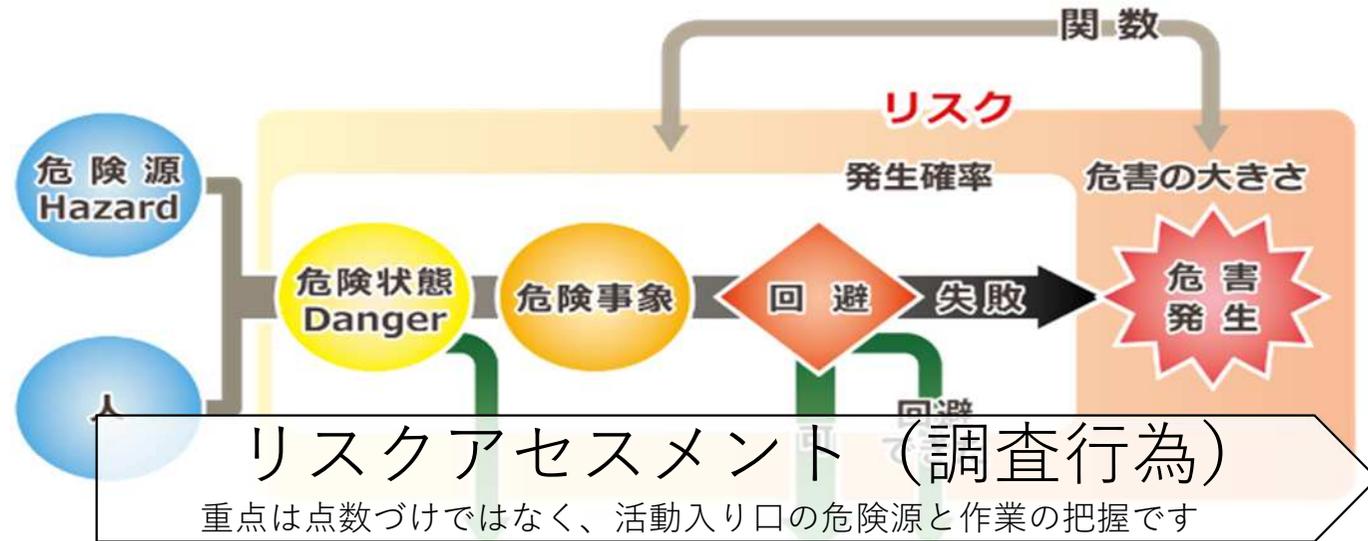
◇大きな要因 9月はありますが その最大の温床である動力挟まれがまだ“残っています”

“残っているのは” 次々ページの ①危険源特定 ②作業把握 ③抜けのないしくみ ④『危険源を囲う』 ⑤『止める』 ⑥『止まる』のどれか1つ欠落していることを指します。 今一度 しくみ/規定で欠落はないかをご確認ください。

# 考え方は…愛知労働局に示して頂いた方向

論理的に進める…災害は『災害発生シナリオ』に沿って発生するならばその順で調査/想定し説明できるようにしましょう **説明責任を果たす**

## 災害発生シナリオ



## 関連施策

KY  
(回避訓練)



# 前ページの考え方に沿って実施頂きたい西尾が推奨する“型”です

調査だけで災害はなくなりません  
**災害を防止するロジックは**  
**リスクアセスメント+マネジメント**



例 『動力挟まれ/巻き込まれ』 次の**赤色6項目** どれかが欠落すると災害が発生 **できているか確認要**

**大きな災害となる危険源の特定**

動力挟まれ箇所はココ!! と会社として言える  
そして伝える

**関連する作業の把握**

皆に、ココに接近する? 他者は? と確認

**そこをマネジメント**

評価・層別

抜けがないように常に全体を把握する危険源・作業洗い出しの**しくみ**

人/機械がミス/エラーしても災害にならないソフト&ポカヨケ併用

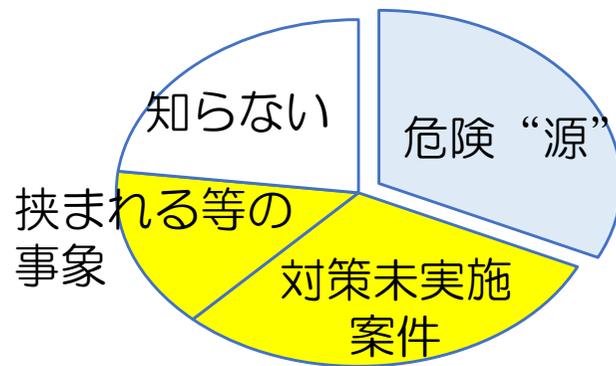
危険源を**“囲う”**    機内侵入時人は**“止める”**    安全装置で**“止まる”**

ここがリスクアセスメント

5ページに載せた18の鉄則の一部  
 いざという時でも思い出せるように 簡潔に(3文字)でまとめています  
 7ヶ国語あります    ご活用ください

## 危険源の解釈

危険源が活動の入口  
 最初からその解釈が違っていたら  
 費やす多大な工数がロスとなる



## “源”で進めましょう

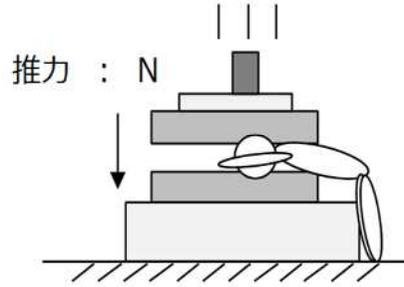
危険源とは  
 エネルギーを持つ物体/物質  
 なら数値で表せますよね 必須ではないですが  
 努力して数値化した分、客観性が高まり、必ず  
 後世へ伝わります

- |            |             |
|------------|-------------|
| 挟まれ…推力 kN  | 重量物…質量 kg   |
| 車両…速度 km/h | 墜落 …位置/高さ m |
| 電気 …電流 mA  | 熱 …温度 °C    |

数値化できたら  
これができる

# 動力挟まれ 程度判断基準表

～危険源の調査依頼/指示は具体的に～  
協豊会 安全衛生委員会 グループ研究会の成果物

危険源 程度評価基準		3/15		
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">動力挟まれ編 ①</div>				
 				
危害ひどさ				
機械的動力	<b>推力</b>	受傷部位		
		頭部	体幹部	手・足等身体の一部
	$0 \leq F < 1 \text{ kN}$	中	中	軽
	$1 \text{ kN} \leq F < 10 \text{ kN}$	致命	重	中
	$10 \text{ kN} \leq F$	致命	致命	重

大きな災害の防止を意図とするなら  
 “推力1 kN以上が どこに 何箇所あるかを調べよう”  
 関連作業を把握しましょう